

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の <u>31.5%</u> 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の <u>31.5%</u> 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>525,000円</u> 活動1日当たり <u>31,500円</u> 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の <u>52.5%</u> 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の <u>31.5%</u> 手数料負担者は関係雇用主とします。

上記手数料は消費税が含まれて下ります。

注.パーセンテージはあくまで上限になりますので、上記の範囲内で、個別にご相談いたします。

紹介手数料の返還

弊社が紹介した採用決定者(求職者)が、一身上の都合により退職した場合には、領収済み手数料の一部を。下記の期間及び割合に応じて変換いたします。

就業期間	手数料の返金額
2週間以内で退職した場合	紹介手数料の <u>100%</u>
1ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の <u>80%</u>
2ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の <u>50%</u>
3ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の <u>30%</u>